

諫早市監査委員告示第7号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年7月2日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	岩	竹	洋一

令和7年度財政援助団体等監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R7	財政援助団体	経済交流部	スポーツ振興課	【指導事項】 諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に 掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができると規定されている。別表第2の3予算の執行に関する事項(29)支出負担行為の決定において、100万円以上500万円未満の修繕料の専決者は部長と規定されているが、決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。 ついては、支出事務について規程に基づき適正に行われたい。	令和7年11月21日	支出事務について、課内会議を行い、諫早市事務決裁規程に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。